

性犯罪に関する施策検討に向けた
実態調査ワーキンググループ
(第12回)

- 第1 日 時 令和元年12月26日(木) 自 午前10時28分
至 午後 0時02分
- 第2 場 所 法務省地下1階小会議室
- 第3 議 題 ジェンダー法学及び子どもの権利を専門とする学識者からのヒアリング
「学校におけるこどもの性被害」
その他
- 第4 議 事 (次のとおり)

○薊秘書課補佐官

それでは、ほぼ定刻となりましたので、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第12回会合を開催いたします。

まず、議題1の「ジェンダー法学及び子どもの権利を専門とする学識者からのヒアリング」を行います。

本日は、中京大学法務総合教育研究機構教授の柳本祐加子先生に御出席いただいています。最初に、柳本先生を御紹介いたします。

柳本先生は、ジェンダー法学、子どもの権利を御専門とし、学校教育現場におけるスクール・セクシュアル・ハラスメントや性暴力事件に関する分析や事件関係者への対応などについて、各種メディア等で御発言されているほか、多数の論文を執筆されています。また、ドメスティック・バイオレンスの加害者更生プログラムに関する研究にも従事されており、多数の御講演等をなさっておられます。

本日は、「学校におけるこどもの性被害」というテーマに沿って、まず、柳本先生から御説明いただき、その後、質疑に御対応いただく予定となっております。

それでは、柳本先生、よろしく願いいたします。

○柳本先生

皆様、おはようございます。

今ほど、御紹介をいただきました柳本と申します。

今日は、まず、60分お話をさせていただいて、その後30分、皆様との質疑応答ということで、皆様方のこの課題に関する施策等の立案ですとか今後の政策の行方等について、何か私がお役に立てれば幸いと存じております。どうぞよろしく願いいたします。

御紹介の中で、「多数の論文」とありました。確かにいっぱい書いているのですが、ほとんど書いていることは同じで、なぜかといいますと、スクール・セクシュアル・ハラスメントの問題については、同じことを繰り返して言わなければならないような状況、つまり、書いたところで何ともならないというところがあります。もっとも、それをお読みくださった、例えば、教育委員会の方などから御依頼を受けたことで、教育委員会による事実調査等に御協力をしたりとか、場合によっては、刑事裁判にかかっているものについて、検察官の方に御協力することもございました。けれどもそれはわずかな件数にすぎません。

昨日、平成30年度に全国の公立小中高校などでわいせつ行為やセクハラを理由に処分を受けた教員が、最多で282人と発表がございました。これを見ますと大勢としては余り変わっていないということだろうと認識しております。そういうことが私の、スクール・セクシュアル・ハラスメントに関する論文がいっぱいあるね、みたいな印象をお持ちいただく原因であるのかなとも思っております。

ただ、そのように一応、しつこくやっていることは事実でございますので、そのような経験等から、こんなふうに柳本は見ているのかというところを皆様に御理解いただけたら幸いと存じます。そのような観点でお話をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、三つの部分から成っている資料を御用意いたしました。

まず、「学校におけるこどもの性被害」という、3枚から成ります、一応報告する骨子が書かれている、いわゆるレジュメのもの（配布資料1）ですね。もう一つが、「1/34」というところから始まっております資料集（配布資料2）ですね。そして、個別にございますのが、平成29年度の「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）」（配布資料3-1）、同じもので平成30年度（配布資料3-2）でございます。

必要に応じて、例えば資料集（配布資料2）の方でしたら、34分の何ページを御覧くださいと申しますし、また、別刷りになっているもの（配布資料3-1及び3-2）につきましては、その資料の名前を申し上げて、皆さんに御覧いただくというふうにしていきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、レジュメ（配布資料1）の項目に沿って、お話を進めさせていただこうと思います。

まず、レジュメ（配布資料1）のI「はじめに」というところですが、先ほど御紹介いただきましたように、特に2000年頃から、私が当時勤務していました地域で、約10年ほど前に在籍していた高校の運動部の部活動の活動の中で、指導者から、強制わいせつ罪になる可能性のある行為を受けたということを理由に、その方の場合には民事裁判を提訴したという、裁判が起こったということを報道記事で知りました。

たまたま、その裁判の原告側、被害者の代理人をしていた弁護士が知り合いであったので、何かお手伝いすることができればということから、いわゆるスクール・セクシュアル・ハラスメントという問題について、被害者を支援するという立場から、いろいろ関わらせていただくようになったということがきっかけでございます。

それをきっかけにして、全国的にいろいろ活動している方々と出会って、互いの支援に関する情報や経験を共有して、一定程度の、何と申しますか、概念ですとか、支援の枠組みのようなものを考えていって、様々なところで伝えるという活動をし、同時に私は、たまたま大学で法学の教員をしているという立場がございますので、法学的に分析したときには、どのようなものなのかということについて、ぼちぼちと論文執筆でありますとか講演ですとかということを始めさせていただいた。そういう様々な、何と申しましょうか、御縁が、今日私をここに座らせていて、皆様にここにおいでいただいているということだと思えます。

今ほど申し上げましたように、この御縁や巡り合わせは、やはり被害を受けた方が私に与えてくださったものだろうと思っています。ですので、私は、ここで改めて、被害を受けた方、訴えを提起するとかという段階になっているときには成人であるとか、ハイティーンであるとか、大学に入ったので落ち着いたので、ちょっと訴えてみたいというようなことですが、被害を受けたときには、その方によっては、一桁の年齢のときとか、ローティーンのときとかでございます。

ですから、そういうときに、先ほど申し上げましたような、強制わいせつであるとか強姦であるとかに該当し得る行為を受けた、その方のお気持ち、そのときどうであったかということに思いをはせることを忘れることなく、その方々の代弁をするというような立場で、皆様方にもお話をさせていただけたらと思っています。

本日の報告の構成でございますが、本論は、レジュメ（配布資料1）のIIにございます、「学校教育現場における教師から児童・生徒等に対する性暴力」ということでございます。

レジュメ（配布資料1）のタイトルでございます「学校におけるこどもの性被害」と申しますと、多様な関係当事者の間で起きるといことが想定されます。

私は、本日の報告では、教師から児童・生徒へということに限らせていただきますが、子ども同士の中でもございます。いわゆるいじめとして報道されているものでも、詳細に事例を見ていきますと、男の子が男の子をいじているというときでも、重大な性被害が発生しているということが分かります。

様々な事情があつてでしょうけれども、そのような性被害を受けたということは、学校側からの発表の中にも必ずしも入りませんし、保護者の方のお話の中にも明確には入りません。このような状況がございます。

また、子どもですと、子ども同士のものもありますし、また、保護者から子ども、学校に関係した行事、例えばやってきた大人から子どもというものもありますし、教職員以外でも、学校に出入りする人というのはたくさんおりますので、そういう方から被害を受けるということもあります。

今のように、学校関係者といいますと、こういうケースもございます。大阪教育大学附属の池田小学校の事件があつて、にわかには不審者対策がクローズアップされて、子どもたちの安全を守らなければいけないということで、登下校の見守りということも始まったことについて、皆様も御記憶におありだろうと思ひます。

その子どもの登下校の通学路における安全を見守るための方が、やれるかなというふうに目をつけたのか、女子児童をちょっと人目のつかないところに連れ込んで、性犯罪に該当し得るような行為をするということも実際起きておりますし、また、退職された、主に校長先生の方がおやりになっていることですが、放課後の子どもたちの学習支援という枠組みの中で活動しているときに、そういった行為をするということもありまして、学校における、あるいは学校関係における子どもの性被害といいますと、今申し上げたように、加害者となり得る者の範囲は非常に多様、多岐にわたっているといことができると思ひます。

これは総合的に、一つ一つやっていく必要があることは間違いありませんが、本日はその中でも、レジュメ（配布資料1）のⅡのタイトルに記させていただいております、教師から児童・生徒に対する性暴力ということに限って、お話をさせていただきたいと思ひます。

そして、このレジュメ（配布資料1）のⅡの本論のところの構造ですが、これまで内閣府の男女共同参画局がどのように取り組んできたか、そして、2017年の刑法の性犯罪の改正があつたということ、そして、その翌年に、3年後の見直しということに向けて、自民党の司法制度調査会が提言を出し、そして、2019年度、今年の、私が知る限りでは、8月27日に、司法制度調査会提言2018に対し、関係省庁でどのように取り組まれているのかということの進捗状況の報告が行われたということでございます。

このような流れを踏まえた上で、レジュメ（配布資料1）のⅡの4で、「現状に関する考察」ということで、実情に関する公的な調査をベースとしたものを御紹介し、その次、(2)にまいりまして、性暴力事案への対応の実情を、このような、ここには四つ、観点をお示ししましたけれども、この四つの観点からの分析や検討を行い、そして5番目に、学校教育現場における、このような類型の性暴力事案に対する刑事法的な対応として、どのようなことを課題として挙げるができるのかということをお示しし、レジュメ（配布資料1）のⅢの「むすび」のところ、このようなことが必要なのではないかということをお示しするこ

とができればと考えております。以上のような流れでまいりたいと思います。

それでは、レジュメ（配布資料1）のⅡのところからまいります。内閣府の男女共同参画局の取組からですね。

資料集（配布資料2）の「1／34」ページのところを御覧いただければと存じます。

これは、現在走っている、今年が最終年を迎えておまして、既に秋の頃から、第5次の男女共同参画の基本計画を作るための会議体が構成されていて、恐らく来年の暑い頃までには、骨格のようなものができて、そして、公聴会が各地で開かれて、それを基にして、最終的な仕上げをして、年明けぐらいに閣議決定で、4月から走り出しますということになるのかなと思っております。

現在は最終年ですけれども、第4次の男女共同参画の基本計画が走っているところでございまして、皆様よく御存じのとおり、性暴力、性犯罪につきましては、第7分野で言及をされているところでございます。

その中でも、資料集（配布資料2）「1／34」ページの4として、「性犯罪への対策の推進」ということですね。ここで、しかも（オ）と（イ）のところを見ていただきますと、教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場にある者等による性犯罪の発生を防止するための対策、啓発の強化とございます。

この「指導的立場にある者等による性暴力」という言葉は、後で見ます、平成24年に出されました、女性に対する暴力に関する専門調査会の報告書「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～」で初めて使われた言葉ですが、このように広く用いられるようになっております。やはりこの分野、教育における指導的立場といいますと、私が報告をさせていただいております教師というものも入りまして、この関係性で生じる性犯罪が非常に重大なことだということが認識されていることがうかがわれるかと存じます。

資料集（配布資料2）「1／34」ページの5の「子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」ということも、このように出されておまして、①、②、③ということで、具体的な施策の目標がここに書かれております。

まず、①のところでは、ともかく事案の顕在化に努めるということ、②では、性的な暴力の被害を受けた子どもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケア、支援の重要性ということがうたわれております。

そして、③のところでは、検察・警察・児童相談所の関係機関の連携によって、いわゆる司法面接というものが進められているところでございますが、この第4次男女共同参画基本計画が作られたときにも、それがはっきりと出されて、着々と施策が進んでいるというところにあるかと存じます。

また、（ウ）の「防犯・安全対策の強化」というのは、ここにありますように、特に小学生、中学生の、いわゆる不審者対策というものを下敷きにしているのかなと思うものが、ここに書かれているということでございます。

そして、このような基本計画の書きぶり、書き込みに連なるものとして、レジュメ（配布資料1）のⅡの1の（2）にございます、「女性に対する暴力に関する専門調査会の取組み」を御紹介しておきたいと思っております。

まず、性暴力に言及したのものとしては、次の2件が重要なものでして、最初は平成16年

の「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」，二つ目が，平成24年の「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～」ということでございます。

この平成24年のときには，会長が辻村先生（辻村みよ子明治大学法科大学院教授）だったのですが，非常に精力的に，幅広い方々，領域からの直接のヒアリングを実施されまして，このときに，私も活動を共にしておりますNPO法人の全国スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワーク代表の亀井明子も話をしております。そして，これが，ここに書き込まれたことが大きな影響力を行使して，2017年の法改正につながっていくと，私は考えているところがございますが，非常に性犯罪の被害者でありますとか支援団体が，この専門調査会に足しげく通ったことを思い起こすところがございます。

平成16年の方を御覧ください。

資料集（配布資料2）「1/34」ページの下にございますが，ここでは，大学までを含めた教育機関のセクシュアル・ハラスメントについて，しっかりと対策をせよということがうたわれております。ここには，セクシュアル・ハラスメントということで，性犯罪，性暴力という言葉は見当たりません。セクシュアル・ハラスメントの対策が重要で，防止対策として，懲戒処分もきっちりやりなさいということが言われております。

そして，次の資料集（配布資料2）「2/34」ページの方を見ていただきますと，平成24年の報告書がございまして，私が報告させていただくテーマに関連するところだけを抜粋いたしましたけれども，各種性犯罪への対応ということで，「指導的立場にある者等による性犯罪の防止等性犯罪については」と，ここで恐らく，初めてこの言葉が出たかなと思っております。

そして，ここでは，後で皆さんに御覧いただきます，文科省が年末に発表しております，わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況にも言及をしつつ，その問題点も指摘して，②の「検討内容」というところで，訴えることが困難であるので，顕在化を促すこと，そして，調査についても，ここで指摘がされておりますし，また，顕在化につながるという意味でも重要性を持つものとして，最後の行にございます，性犯罪被害や相談に関する啓発を行う必要があるんだということ，また，次の資料集（配布資料2）「3/34」ページの方にていただきますと，知的障害を持つ者については，このような特性があるために，被害の認識を促す教育が必要であるということ，そして，この引用部分の下から2行目を御覧いただきますと，被害を受けた児童・生徒に対しては，学校への通学が様々な面で困難となる場合もあるため，学習支援が必要であるとの見解が示され，速やかな対応が求められるということもございます。

被害の顕在化，被害や加害の顕在化を促すために，子どもたちに対しても，きちっとした研修や教育を行うこと，また，子どもたちの声を受けとめるための相談の充実ということが，これはよくなされる手法であります，ここでしっかりと学習支援の必要性ということも指摘されたことは，非常に大きなものであったと思います。このような取組が，この内閣府の男女共同参画局の中では行われたということを確認いたしました。

次に，2017年の刑法の性犯罪の改正でございます。

改正後の条文につきましては，このレジュメ（配布資料1）の「2/3」ページから「3/3」ページのところまで書きました。

このような条文に結実するに至りまして、衆参両院で附帯決議がございまして、一応、このようなことであったということをご確認するために、資料集（配布資料2）の「4／34」ページと「5／34」ページに衆議院の法務委員会の附帯決議を、「6／34」ページと「7／34」ページに参議院の法務委員会の附帯決議を入れさせていただきました。

資料集（配布資料2）の「4／34」ページ、衆議院の方にまいりますと、性犯罪が非常に悪質重大な犯罪であるということ、この規定内容について、関係機関、裁判所に対して周知徹底をなささいということですね。

2点目には、暴行、脅迫ということについて、その認定を、被害者の実態を鑑みた上で認定するように、様々な面での調査研究であるとか研修の必要性がいわれております。

3点目には、刑事、訴訟手続上のプライバシーを保障すること、二次被害がないようにということがございますね。

また、6点目で、ワンストップ支援センターの整備を推進すること、これは内閣府の報告の中にも、前倒して実現したということがあるように、非常にスピード感を持って進められていることがうかがわれます。

参議院の方を御覧いただきますと、大体衆議院と同じようなことがありますけれども、特にここでは、資料集（配布資料2）「7／34」ページのところで、8点目に、子どもが被害者である場合のことがしっかりと書き込まれております。また、戻りまして、資料集（配布資料2）「6／34」ページでは、四で、やはりセクシュアル・マイノリティーや、新たに被害者になったという言い方も、ちょっとどうかと思いますが、一応、性別による身分犯でございましたのが、なくなったという意味で、被害者となり得る男性、性的マイノリティーについても、きちっと研修をなささいということがございます。

参議院の方で少し、私もお話を伺ったところ、衆議院の方の附帯決議が、大体こういうところですねということだったので、参議院としては、もう少し特徴を出したいということで、四とか八というのが、書き込まれたというようなことを仄聞しております。

現在、この附帯決議等に基づいて、様々な取組が、3年後の見直し、また充実した施策の実施ということで、関係省庁等において行われているということがございます。

そして、レジュメ（配布資料1）のⅡの3の2018年、自民党司法制度調査会の取組の方を見てまいりたいと思います。

ここで私も、教育現場における子どもの性被害についてということで報告をさせていただいております。そして、資料集（配布資料2）の「3／34」ページのところを見ていただきますと、特に教育現場における子どもの性被害に関連するところだけを提言から抜粋をして、掲載をさせていただいております。

加えて、教育現場における教職員やスポーツなどの指導員による性被害への対策の強化も重要な課題であり、スクールカウンセラー等の配置を充実させて、被害者や目撃者が申告しやすくするほか、教職員への研修、加害者となった教職員等に対する地域差のない公平かつ適正な処分、学校と捜査機関との連携など総合的な対策が必要であるというふうにお書きいただいた、このようになっております。

次に、この2018年の提言を受けて、その後どうなったかということがございますが、私の承知している範囲では、2019年8月27日に開催された自民党司法制度調査会で、性犯罪への対応について関係府省庁よりヒアリングがなされたようでございます。そのヒア

リングにおいては、この2018年の提言の進捗状況についても、関係府省庁から報告があったかもしれません。

これに関連することについて私が調べたりいたしました情報などから承知しております範囲内ではございますが、少し言及しておきます。内閣府の方は、ワンストップ支援センターを充実させるということを積極的に取り組んでおられるようで、令和2年に、各都道府県に最低1か所ということを考えていたところ、平成30年に前倒しで実現されたということでございます。名古屋と申しますか、愛知にも2か所できまして、非常に活発に活動がされているところでございます。

また、警察庁の方は、被害の潜在化を防止するための窓口の充実と、性犯罪被害の捜査や支援にかかわる対応能力の向上、そして、児童からの代表者聴取を実施しているということでございます。また、被害実態に関する調査、犯罪類型別の犯罪被害類型別調査も実施されており、非常に力を入れておられるようです。

文部科学省の方は、学校で起きていると申しますか、児童・生徒に対するわいせつ行為のことにつきましては、厳正な対応が必要だと。児童・生徒に対するわいせつ行為等は、教育職員として絶対に許されないことで、文部科学省としては、各教育委員会に、厳正に対処するよう求めているということのようでございます。

そして、この中で、御記憶のある方もいらっしゃるかもしれませんが、中国自動車道で子どもが重大事故に巻き込まれるということがございました。元教員が子どもをトラックに乗せて身柄を移しているときに、子どもがそこから脱出し、他の車にひかれて死亡してしまいました。

最初、そういう重大な交通事故だというようなことで報道が出されたんですけども、いろいろ調査をしていきますと、そのトラックを運転していた男性が、その子どもを誘拐して監禁して、ずっと性的なものも含むような暴力を振るって、そして、その子どもをどこかへ移動させる。子どもは、このときしか逃げる機会はないのではないかとということで、意を決して脱出を決行したところ、先ほど申し上げましたようなことになったことが明らかとなりました。

その事件を受けて、当時の文部大臣が、このようなことが二度とあってはならない。そこで、教員が子どもたちに対して、わいせつ行為を行ったときは、その処分は原則として懲戒免職であるというようにしたことがきっかけとなって、今このような対処になっております。

しかし、文科省の通知を見ますと、免職以外の余地がある処分基準を定めている場合は、見直しを検討することということで、必ずしも原則が貫かれていないかのように推測される書きぶりもございます。ここをしっかりと、懲戒免職処分で行くんだということが示されたということでございますね。

その他の文科省の取組としては、性に関する指導で、いわゆる性教育と呼ばれるものですか、あるいは、相談の窓口等を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する事業を行ったとか、あるいは、現在の若年者にとっては、電話で相談というよりは、LINEを初めとするソーシャル・ネットワークを使うという方が使いやすいということで、SNS等を活用した相談事業を始めていますということがあるようです。

そして、性的な被害に関して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用したグッドプラクティスを事例集として作りたいということもあるようで、相談力をつけ

ているという努力はうかがわれるかなというところでございます。

続きまして、厚労省の方は、若年被害女性の支援モデル事業ということで、特に家出少女やAVの出演強要やJKビジネス被害者等を典型的な被害者として想定した上で、若年被害者女性の被害者支援という支援モデルを構築されて、モデル事業としてイメージされた上で、様々な施策が行われているようです。

そして、法務省の方では、このワーキンググループが活動しておりますということですか、実態に即した対処を行うための施策の在り方を調査研究していると。また、性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見を捜査・公判において活用できるようにするという点について、私は大変期待しているところでございます。

また、刑法改正後の規定の施行状況の調査結果、そして、警察庁と並んで、検察・警察・児相の連携強化に向けた取組についてということで、いわゆる司法面接という取組をされていると伺っております。

それでは、続いて、このように、着々と関係府省庁が施策を実行されている中で、では、現状はどのようになっているかということについて、皆様方と、情報を確認しながら、考察・検討をしてみたいと思います。

まず、レジュメ（配布資料1）の4（1）といたしまして、実情に関する情報例を皆様と共有しておきたいと思います。

平成29年度のものと同平成30年度のものと同両方用意しておりましたので、比較対照していただけるということもありますので、別刷りで用意していただいていますカラーコピーの「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）」（配布資料3-1及び3-2）を御覧いただきたいと思います。平成30年度のもの（配布資料3-2）でございますが、このような状況になっております。

皆様は、どのような印象をお持ちになりましたでしょうか。報道事例を見ますと、教員のわいせつ処分が最多、昨年度282人ということがいわれておりますね。平成29年度がこれまでの最多で210人ということだったんですが、それを大きく上回る数字が出たということでございますね。そして、この原因などについて、いろいろ分析する報道記事もございますが、過去最多ということで注目をひいているものがございます。

そして、この状況ですけれども、皆様、まず、最初にございます破線の囲み部分を見ていただきたいと思います。「わいせつ行為等」の文科省による定義でございます。

「わいせつ行為等」とは、「わいせつ行為」及び「セクシュアル・ハラスメント」、「わいせつ行為」というのは、ここに書かれておりますように、犯罪となり得る行為だということでございます。そして、「セクシュアル・ハラスメント」というのは、犯罪に該当しないものだけでも、他の同僚教職員や児童・生徒を不快にさせる性的な言動ということでございます。ですから、「わいせつ行為」というのと「セクシュアル・ハラスメント」というのは、実はこのように分かれているということなんですね、文科省レベルでは。

恐らくこのような用語例は、ユニバーサルだと思います。むしろ教育現場ですとか被害者支援の現場で通常使われている用語例の方が、場合によっては特殊、日本的なのかもしれません。日本では、通常「セクハラ」といいますと、文科省がいうところの「わいせつ行為」も含めて用いられています。「強姦というセクハラがあった」みたいな言い方をするんですね。

ただ、被害を訴えたり、言いやすさというところからすると、「強姦」とか「わいせつ行為」と言うよりは、「セクハラ」の方が言いやすいと。子どもも多分、セクハラと言った方が、きちんと伝えられるということもあって、恐らく日本では、このような用語例になっておりますが、少なくとも、文科省のデータなどを読み解くときには、このように「わいせつ行為」と「セクシュアル・ハラスメント」という二つの言葉が分かれているということ的前提にする必要があるということを指摘しておきたいと思えます。

そして、ここにございますように、当事者、処分状況、性別、年齢、所属する学校種、(5)、(6)などで、行為の被害者の属性、その行為の発覚要因、わいせつ行為が行われた場面、そして、裏にまいますと、場所とその態様というのがございます。同じものが29年度も、調査項目と申しますか、発表項目としてあるということでございます。

これが、スクール・セクハラと申しますか、学校教育現場で起きている、わいせつ行為等の実情を示す資料として言及されることが多いんです。必ずしもそれが間違っているというものではありません。しかし、この資料を読み解くときには、やはり注意が必要だということも申し上げておきたいと思えます。

それは、この処分をされた方の行ったわいせつ行為等の被害者は、自校の児童・生徒も含みますけれども、それに限らないということです。つまり、どこであれ、わいせつ行為等を行ったということを理由に懲戒処分を受けている人の統計なんですね。ですから、例えば、電車の中で痴漢をしたとか、駅の階段を上っているところでスカートの中を盗撮したとか、路上でわいせつ行為をしたとか、全部入っているわけです。

わいせつ行為等の相手の属性を見ていただきますと、自校の児童、自校の生徒、卒業生、ここが恐らく、このテーマになっている、学校の中における教職員から児童・生徒に対する性暴力、性犯罪に該当するもので、大体半分近くを占めていますよね。でも、被害者の約半数が、被処分者の在籍している学校に在籍している児童・生徒だからといって、行為の半分が全部そうでしたというふうにはいきませんよね。

ですから、この中に、これくらいの割合、これくらいの人数の児童・生徒が、先生からこういった、性暴力、性犯罪に該当し得る行為の被害者になったんだなという、推測の域を出ないということです。

そこで、私が、昨年の自民党の司法制度調査会でも、これはこれで構わないんだけど、被処分教員が在籍している学校に在籍している児童・生徒が被害者となったケースが何件あり、その被害・加害の内容はどのようなものであり、そして、それがどのような経緯で発覚し、発覚した後、どのような対応がなされて、この処分に至ったのかということが分かる報告を出してほしいということを申し上げました。けれどもこれもそのまま出ているので、そういう意見もあったというように聞き置かれているのか、聞いていただけていないのか分からないというところです。

文科省が、そのような報告を作成するのが非常に手間かという、私は、必ずしもそうではないと見ております。と申しますのは、この統計と申しますか、調査報告が結実するためには、各都道府県や市町村の教育委員会から、非違行為報告書というものが上がってきて、文科省の方へ集約されるわけですね。そして、文科省等の方針によれば、非違行為報告書には、詳細に事案を書くことというふうになっています。

ですから、私が申し上げたようなことを内容とする報告書をお作りいただくのは、これに

結実する前の段階で作成可能なもので、もちろん手間が全然かからないことはないでしょうけれども、それが明らかになって初めて、少なくとも処分対象となった学校教育現場で起きている、教員から子どもに対する性暴力の実態が明らかになることをございませう。

実態が明らかにならないまま、ああではないか、こうではないかという推測に基づいて、様々な施策を行ったところで、一体それは何になるんでしょうかということだと私は存じます。推測でものを言うのではなく、しっかりとした実態があった上で、効果的な施策は何かを検討し、作っていくことが必要なのではないかと思うんですね。ですので、文科省には、結びのところで申し上げるところではございますが、少しこれについて、見直していただきたいという要望がございます。

また、文科省以外でも、レジュメ（配布資料1）のⅡの4（1）にございますように、神奈川県と千葉県が、確か2004年度からセクシュアル・ハラスメント調査を行っています。千葉県の場合、平成30年度は、セクハラと体罰実態調査というものがあります。これは非常に大部にわたる調査でしたので、今回、資料の中には持ってまいりませんでした。もしリクエストがございましたら、URLをお知らせして、皆様に御確認いただけるようにしておきたいと思えます。

もつとも、これら調査は、子どもたちに、こういうことを聞いたことがありますかとかいうようなものでして、この文科省が出しているような調査とは異なります。子どもたちが日頃どんなことを感じているかということが、ざっと分かるというものです。

大阪府も、確か最近の報道発表で、調査を実施することを予告していたと思えます。大阪府の場合は、特に教育委員会が、2004年度から被害者救済システムというものを稼働させていて、教育委員会が被害相談などを受けた場合に、被害者支援にスキルのあるNPO法人などと連携をして、そちらの協力などを得ながら、適切な事案の解決に当たるということをしていて、実態についても、あえて調査をしなくても、かなりの情報の蓄積があるだろうと思えます。ですから、そういう経験に基づいて、調査実施をすると予告をしているので、こちらの結果がどのようになるかというのは、非常に関心のあるところでございます。

さて、これにつきましては、資料集（配布資料2）の「8/34」ページを御覧いただきたいと思えます。これは、右側のページの下にございますように、2019年1月に出版した、この書籍の中から抜粋した資料でございます。

ここで皆様に注目していただきたいのは、図4-7にございます、わいせつ行為等に係る被処分者の年齢層と所属する学校種でございます。

これはコンマゼロ幾つの世界ですので、一体これを文科省がつけてきた意図はどこにあるのかと、私もよく分からないところもあります。処分の対象となった教員はいるけれども、コンマゼロ幾つの世界なので、大勢には影響がないといえますか、学校教育という制度自体について、それほど不安を抱かないでくださいというメッセージなのか、いろいろ解釈は可能だと思います。

ただ、このコンマゼロ幾つの世界のことであっても、このグラフのように分析していきますと、一定の傾向でありますとか、把握可能な問題、課題というものが浮かび上がってくると存じます。

ここに指摘もございますように、破線のところの20代と30代の教員が、被処分者として多くなっているということが分かります。そして、40代も0.02%で、これは安定し

ていますけれども、必ずこれくらい的人数はいるということでございますね。40代、50代にも0.02%を維持していて、変化していないと。

この40代、50代の方の場合は、恐らくセクハラということで、研修を受けてから、ここに指摘がありますように、20年近く行われて、一体どうしたことでしょうか、必ず被処分者が出ているのですね、安定的に。

20代、30代というのも、これも不思議で、意識のある大学というか、教員養成の大学、あるいは教員養成課程では必ず、ジェンダー教育でありますとか、あるいはセクシュアル・ハラスメントを始めとする性暴力についての講義を入れているはずなんですけれども、突出していますね。ですから、ここに指摘がありますように、養成段階や初任者研修の段階で、もっと力を入れる必要があることを教えているのではないかということがいえると思います。

そして、40代、50代については、研修の仕方に工夫を加えることによって、その方々にちゃんと浸透していく工夫が必要ではないかということがいえるのではないかと思う、安定して0.02%が出ているということはどう見るかというのは、非常に興味深いところではございますが。

次に、図4-8の学校種でございますけれども、これを見ていきますと、ぽつんと、これは小学校の割合が増えていることがお分かりいただけると思います。太線は高等学校で、一旦、2013年度、また2016年度で減っていますけれども、やはり高値で推移していますね。それで、小学校が上がっているところが問題だと指摘されていますけれども、平成30年度（2018年度）はいかがでございましょう。「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）（平成30年度）」の年齢層を見ますと、やはり40代、50代、やっぱり安定して0.02%でございますね。40代は0.03%でプラス0.01%、20代、30代というのがやはり多くなっている、この傾向は変わっていません。

また、被処分者の所属する学校種というところを見ますと、やはり中学校が0.04%、高等学校が0.06%で、やはり多くなっている、小学校が0.02%で、ここは、平成16年と変わらない数値で、やはり高等学校、中学校というのが多くなっているのかなということがうかがわれるかと思えます。

学校種における、このような傾向が何を意味しているのかということところは、少しいろいろ検討の余地があって、この分析を行った方々も、小学校で増えているのが問題だということ指摘するにとどまっています、中学校、高等学校が多いということの原因についての結論めいたものは示されておらず、やはり何が原因であるかということ、ある程度絞り込むのも難しいというのが現状なのかなというふうに思ったりいたします。

このように、皆様方からは、実態がどうなのか、実情はどうかということについて知りたいというリクエストをいただいているんですけれども、文科省にしてこうでございまして、私どもも、支援をしているケースから、いろいろ申し上げることができるものはありますけれども、先ほど冒頭に申し上げましたように、被処分者数282人、1人1件行っていたとして282件などということはお伝えすることもできませんし、お伝えできるとしても、1割は切ります。

ですから、実情をお伝えするといっても、私たちが知るに至ったところに限るというところになってしまって、もう少しはっきり申し上げると、実情はいかなるものであるかということとは明らかでないです。ナショナルなレベルでも、ローカルなレベルでも、きちんとした

調査がなされていないということが実態です。ですから、先ほど申し上げましたように、どこかのレベルで行う必要があるんだろうと思います。パターンとして、こういうことがあるということは申し上げることが出来ますけれども。

次が、T市公立学校の児童に対する担任教員からの性暴力の件でございますが、これは民事裁判でございました。資料集（配布資料2）の「9／34」ページから、それについて、メモ的に書いたものをお載せしております。これを発表した後に、平成30年6月29日の判決が出まして、TKCというデータベースで公表されたんです。それが資料集（配布資料2）の「15／34」ページに出ております。

この原稿本文は、当時、取材をしていた地元の新聞記者等からのいろいろな情報提供を得た上で、このようなことがいえるのではないかということを書いたものでございます。

このケースは、一遍、中学校で教員をしていた者が、その中学校に属している女子生徒に対して、わいせつ行為等を行ったことが発覚し、一旦教育現場から外れました。その後、特別支援学級に復帰したのですが、中学校でそういう行為をしたということを教育委員会は知ることができたのにもかかわらず、その教員を特別支援学級に配置しました。校長先生はそうした事情をうわさで知っていて、それを事実かどうかを調べるために、前任の中学校の校長に問い合わせたところ、ちょっと事実は曖昧で分からないということであったという、このような状況のもとで、児童にわいせつ行為を行ったというものでございます。

これにつきましては、資料集（配布資料2）「13／34」ページの事案の対応として必要なことというところを御覧ください。

ここで私は、①、②、③、④というところを挙げました。多機関連携を図った上で、様々なことを実施する必要があるということと、再発防止のもの、そして、⑤と申しますか、①のところ、学習支援ということも必要なんだと、この事案が教えているということを伝えました。

これはTKCにも載っておりますし、ここのメモ書きのようなものではございますが、ざっと読んでいただきますと、お分かりいただけるというものでございますので、時間の関係上、その部分については割愛をさせていただきます。

その次に、これを受けまして、次、レジュメ（配布資料1）のⅡの4（2）の方へまいりたいと思います。

そして、「学校教育現場における性暴力事案への対応の「実情」の分析、検討」というところにまいりたいと思いますが、このとき考える必要があるのは、A、B、C、Dの四つの観点でございます。まず最初は、「A：被害児童・生徒への対応」、2番目は、「B：全校児童・生徒への対応」、3番目は、「C：全校児童・生徒の保護者への対応」、そして4番目に、「D：加害者への対応」でございます。

これは、皆様既に御承知だと思いますけれども、学校保健安全法というのがございますね。それで、安全マニュアルというものを作らなければいけないんですけども、こういう性、わいせつ行為を行ったということで、先生が処分されたというような事例が起きたときにも、どのように対応しますかということを、例えば静岡県の県教委などは、マニュアルの中で書いております。

その学校保健安全法のスキームからすると、こういう四つの観点から、こういう問題については対応しなければいけないということになっているので、一応この観点を出しました。

まず、一番重要なのは、Aと、そしてDですね。Aの被害生徒への対応ですけれども、事実調査と司法手続上の対応と教育上の対応という、この三つのところが考えられるかと思えます。そして、これを考えるに当たって、皆様のお手元にお配りしております資料集（配布資料2）の「17/34」ページを御覧ください。

2017年5月に、日本教育学会の特別課題研究として設定されましたスクール・セクハラ問題の総合的研究に、資料集（配布資料2）の「18/34」ページから成ります、こういうタイトルの論考を私は寄稿させていただいております。

そこで、皆様に見ていただきたいのは、資料集（配布資料2）の「20/34」ページに紹介しております3件の判決例でございます。三つとも、結局、1例目は、このようなケースで、加害者の側に準強姦未遂、準強制わいせつに該当する、懲役5年が言い渡されたものでございますが、判決例2と判決例3は、まさに事実調査等の段階での聞き取りに問題があったために、判決例3は無罪となり、判決例2では、一審は無罪で、二審では被害者供述信用できるとして、条例違反で懲役2年執行猶予3年がついたというものです。

結局これは、子どもの様子がおかしいということに気がついた母親が、どうしたのと聞いてしまう。子どものことが心配ですから聞きますよね、何回も。何回も何回も何回も何回も聞いてしまった、その結果、刑事司法手続の方につながったが、結局、子どもの供述は信用できない。それは親の誘導とか影響があったからである。そういうことが原因で、このようになったというものなんですね。

この事案は、子どもの年齢が一桁であるとか、二桁であっても前半、小学校に在籍している場合には、聞き取りは非常に慎重に行われなければならないということを我々に教えていると思うのですね。

先ほど申し上げました、学校の中で相談があつて、事実を調査するというところを想像してみますと、実態はこうです。教育委員会の中に調査委員会が設けられるとか、学校の中に調査委員会が設けられるなどして、先生方が聞き取っていらっしゃる。このようにして事実調査が行われ、何らかの処分が行われる。それを踏まえその被処分者を告発しなければならないのが原則でしょう。ところが、それが全件について行われているかどうか、これも怪しいところですけども、例えば告発されました、それが受けとめられて、捜査が始まりました、としましょう。すると、その段階で子どもたちに聞き取ったときには、もう既に遅しという状態であることは、皆さんの推測されるところでございます。

ですから、事実調査の段階から、学校、教育委員会と検察・警察、場合によっては、それについての重要な社会資源を持っている児童相談所といった多機関連携をもって、いわゆる司法面接というものを実施した上で調査を行わなければいけないということが、はっきりと手続の中で明確化される必要があるのでしょうかけれども、そこが全然意識されていないようでございます。

ともかく丁寧に聞けばいいだろうという意識のようなんですね。ですから、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、大阪の被害者支援システムに見られるように、支援のスキルを持っているNPOにつなげるとかなのですね。すごく、ある意味では、大胆といいますか、ちょっと大丈夫かなと思うことが実際行われています。

そして、教育上の対応、これは一切行われていないと見て構わないだろうと思えます。

先ほど紹介した、T市公立学校児童に対する担任教員からの性暴力に係る、2018年の

の民事裁判の判決が示しているように、当事者の方から学習支援についてのリクエストがあっても、それを実行する義務は学校や教育委員会にはないというのが、今の裁判所の考え方ですね。

ですからこれは、そういった行為を未然に防げなかったという、いわゆる安全配慮義務違反という責任とは別に、被害が起きたとき、その子どもたちを支援する配慮義務として措置し、それが行われなかったのであれば、それを行わなかったということの内容とする責任が教育委員会等に問われるというシステムを作っていく必要があるということでございます。

そして、次のDの方へまいります。加害者の調査ですが、事実調査については今申し上げたような問題点が、このDについても当てはまります。

大抵の場合、校長先生とか教頭先生が、あなたがこのようなことをしているという相談あるいは申立てがあったが、やりましたかと聞くのです。やりましたかと聞いて、やりましたと言う人がいると、皆さん思われますか。懲戒免職、つまりクビがかかっているのですよ。そういう聞き方をして調査が進んでいるというのが、ほぼ実態としてあります。

いじめについては、調査のところで、第三者委員会を立ち上げるとして、外部の識者として、弁護士など入れるということとされていますけれども、学校の中で行われた性犯罪に該当し得る行為についての調査はこのような方針であることが明示されることもなく、今申し上げたようなふうに行われているのが、大体の現況だろうということになっています。

そして、人事行政上は、先ほど申し上げましたように、原則として懲戒免職、再発防止に向けた措置は、したがって、行われません。行う必要ございませんね、教育機関として。ただ、原則として懲戒免職とするという方針が出される前に、停職として留め置いた上で、研修がなされていた事例はございます。

幾つか私も、知るに及んだものがあるんですが、皆様、どのようなことがなされていたと想像なさいますか。ごみの収集車に同乗させ、ごみの収集をさせる。これが、児童・生徒に対して、いわゆるわいせつ行為を行って処分をされた教員に対する、再発防止を目的とした研修としてなされていたという事例がございます。あるいはジェンダー論について書かれた教科書を読み、感想文やレポートを提出させるといったようなことが大学では行われることもございます。

今は懲戒免職で、はい、さようならということになりますから、教育委員会が再発防止教育をする必要はありません。

そして、次の懲戒処分対象となった教員を告発すること、これも先ほど申し上げましたけれども、必ずしも全部がされているわけではないということでございます。

さて、特に運動部活動指導者が加害者である場合、その加害者が学校に在籍している教員である場合もありますけれども、外部の指導者が行っているという場合もあります。そして、今般の働き方改革などの流れの中で、スポーツ庁が部活動指導員という制度を導入いたしました。

それにつきましては、資料集（配布資料2）の中の「29／34」ページにございます、茨城県教育委員会の登録バンクというのを御覧いただければと思います。

部活動指導員と、従来どおりの外部指導者の活用というものがございます。部活動指導員は任用されていますので、ここでは、きちっと法的な立場を得るということになります。雇用関係が発生するという状況になります。

その一方で全く学校と法律上の権利義務関係もないままに、実際、部活動の指導をしているというケースもございます。

そのようなケースにおいて、たとえばその方に対する謝礼はどうかということ、部活動の保護者会のようなものが部活動費ということを名目に集金をして、その中から、地元の方で、非常に指導力があると見られる方に指導をお願いする。ですから、その方が何か起こしたときに、学校等が、組織あるいは機関として責任を負う前提がないんです。

ですから、ここの資料によりますと、部活動を指導するのは、部活動指導員というのと外部指導者と二つだけで、二つとも、程度に差はあれ、きちっと学校という機関と法的な権利義務関係があるから、何かがあったとき、学校が責任を負うけれども、そうではないものもたくさんあるということは知っておいていただきたいと思います。

また、この部活動指導員の任用も、自治体によっていろいろ違って、茨城県は非常に細かくしています。資料集（配布資料2）の「30/34」ページの「資格要件」の（3）を御覧ください。このような、いわゆる不適格と認められることをやらなかった人ということ、きちっと書いてあるんですね。

もう一つ、資料集（配布資料2）の「31/34」ページ、これは足立区で、ここには応募資格が書いてあるだけです。このようなものだけを応募資格にしているのが、ほとんどでございます。茨城はかなり特別というか、やはり問題が起きることが、可能性が高いし、実際起きているということによって、非常にきちっと意識された上でのものだなということがわられます。

ですので、部活動指導員、外部指導者、その他の指導者という者も存在していて、むしろそちらが加害者となって起こしているケースというのも、少なからず存在しているということについては、注意をしていただければと思います。

そして、レジュメ（配布資料1）の5番目にまいります。刑事法的な対応ですけれども、適用可能な法条としては、条例と児童福祉法と刑法とございます。

今般、刑法が、非常に法定刑も上がって、かなり厳しいものになっていて、これが施行されたときに、担当者の方とも意見交換させていただいたんですけれども、条例とか児童福祉法というようなものを活用することによって、事案の顕在化と要注意人物を注視するというをしながら、一定の段階では、刑法で処断するというようなことも可能かと思うということでもございました。

皆様にお配りしている資料集（配布資料2）の「33/34」ページは、平成29年、ちょうど2017年の改正が行われたときの衆議院法務委員会における今野委員と、それに対する林政府参考人、法務省刑事局長との質疑応答のところを抜粋したものでございます。

監護者性交等罪というものが作られたが、監護者に当たらない人たちが、その影響力に乗じて、わいせつ行為をしたときに、それがこぼれ落ちてしまう可能性はないかという懸念を示されたものでございます。

それに対して、林政府参考人が、このように監護者ではないが、こういう立場を、影響力を行使できる者の事例をお挙げになって、ここにございます林政府参考人のお答えの2段落目にありますように、児童福祉法もありますということで対応可能でございますと。また、準強制わいせつ、準強制性交等罪によって処罰されることもあるので、今野委員が御懸念されるようなことは、何とか対処可能でございますと。

そうしましたらば、今野委員の方が、現行の条文においても、そうした対応が可能だということで御答弁をいただきましたということで、資料集（配布資料2）の「34／34」ページ、不断の見直しが恐らく必要だけれども、被害者の気持ちに寄り添いながら、運用の中でしっかり心がけていただきたいと締めくくっておられます。

ですので、このように、様々なレベルで、ともかく事案を顕在化させる、要注意人物として、どういう人がいるのかということ把握するということも目的として、ぜひ、教育機関からの告発はマストで、それを真摯に受けとめて、何らかの法条によって起訴することができないのかどうかということ、今野委員が言われているように、運用の場面で工夫をしていただけたらというふうに思います。

次、準強制性交等のことなんですけれども、林政府参考人がおっしゃっていたように、こちらの活用も非常に重要なところだとは思われます。

ただ、これに関して、非常にイレギュラーな判決が出ています。これは、名古屋地裁岡崎支部の平成31年3月26日の判決でございますが、これは、実父から長年にわたって受けていた性虐待の事案でございます。

これが無罪だったということで、激震が全国に走ったので、皆様も御存じかと思えますけれども、この判決につきましては、抗拒不能というところが大変厳格に解釈されておられて、確かに、実父からこのような行為を受けている、そのときには、抵抗は非常に難しかっただろう。けれども、被害者の日常生活にも目を向けると、親との間の約束を必ずしも全て守っていたわけではない。この家庭内の状況は困難なので、自分で独立しようと思っていたことがうかがわれる。こういうようなことを挙げて、全く父親に盲従、従属しなければいけない関係にあったとは認められない。したがって、準強制性交等罪にいうところの抗拒不能であったとは認められないとして無罪と判断され、現在、名古屋高裁に係属中でございます。

このケースにつきましては、私のように被害者支援などを行っている者という、いわば被害者側に立つ人間ではなくて、オーソドックスな刑事法の先生からも、これは余りにも厳格に過ぎ、破棄されるべきだと、はっきりと判例評釈されているようなところでございます。

ただ、評釈者等の目からは、そのようにいえるものであっても、被害者にとっては、この判決が100%ですよね。ですから、こういう判決が出ないように、附帯決議の中にもあったように、趣旨を踏まえた上で、オーソドックスな線で、きちんと判決が出るような周知徹底や研修というようなものがなされることを切に願うところでございます。

レジュメ（配布資料1）のⅢ「むすび」にまいります。

今ほど申し上げましたように、やはり事案の顕在化を図ることが必要でございます。そのためには、相談力の充実というものが必要ですが、得手勝手に被害の事実を聞いてはいけないことを踏まえた上で、文科省、あるいは、もう少し細かく言うと、学校や教育委員会と警察・検察という多機関連携のもとで、司法面接を初めとする調査等が行われるようになってほしいということでございます。

そして、再発防止についても、はい、さようならと、まさにその方々を教育産業廃棄物のように捨て去るということではなく、その方々が、教育現場ではない、もっと広い社会の中で、新たな包摂関係が築けるような、再犯防止のための何らかの研修とか更生教育というような仕組みが必要だろうと思えます。

教育現場から、そのような害悪の原因となるものがなくなればいいということでは済まな

いということ意識した上で、再発防止対策というものを文科省のレベルでも考えていただけないものかと考えているところでございます。

私の報告は、これで終了させていただきます。誠にありがとうございました。

○薊秘書課補佐官

ありがとうございました。

それでは、ここで質疑応答の時間をとらせていただきます。

質疑のある方は、名前と御所属を言っていただいた上で、御質問をお願いいたします。

○是木企画再犯防止推進室長

官房参事官の是木です。すみません、ありがとうございます。大変参考になりました。

なかなか、私どもの方で検討している刑事法、司法手続の部分だけでは見えないところについてのお話を非常にたくさんいただきまして、今後、性犯罪や性暴力というものを考えていく上で、そういった視点も持たなくてはいけないなということを改めて実感した次第でございます。

その上で、先生から既に、なかなか実態の把握自体が難しいんだということの御指摘を受けた上ではございますけれども、ちょっとあえてお聞きしますに、やはり教員によるわいせつ行為等というのが増加しているというようなものが統計的に示されていると、これは文部科学省さんの方の資料で示されているという言及もございまして、実際に自校の生徒を対象としたもの自体も増えているというような状況があるというふうに認識しています。

現場のことを御存じの先生の認識としまして、これまで潜在化されてきたようなものが掘り起こされているような実情があるというふうに認識されているのか、あるいは、新たに問題点として生じつつある性的な行為というようなものが、むしろ広がっているというような認識がお有りであるのか、この辺りについての先生の認識を教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○柳本先生

ありがとうございます。

両方だと思います。潜在化されてきたものが顕在化してきたということで、そういう観点では、喜ばしいことだと思います。子どもたちの、それがセクハラなんだという認識する認識力が高まってきたことを表すものといえるでしょうから。

数が増えたということそのような観点から見れば、子どもたちに対する研修や教育の効果が上がっているということだと思います。そうすると、それに対応して、教員の方もきちんと、そのような行為をしないようにという研修が、先ほど申し上げるような、統計が示す研修等の工夫の必要があるということがいえるかだと思います。

さらに、10年、20年前とは異なる環境の中に、子どもたちは投げ込まれています。御存じのとおり、インターネット関連の様々な性犯罪、性暴力に巻き込まれる環境ですね。潜在化されてきたものが顕在化してきたことに加えて、そういう新たなタイプの性暴力、性犯罪に該当し得るものが出てまいりました。それにたくさん引っ掛かってしまうというか、絡め取られている者が増えているという、そういうことで、件数自体も増えているということだ

ろうと思います。

これは大学でもあることでして、口実は、ゼミであるとか卒業論文であるとかの指導について、きちんと答えたいし、日程調整も頻繁にやる必要があるので、LINEを開通しようということ、いろいろやりとりしているうちに、全然関係ない話になってきて、セクハラだというふうに申し立てられてくる場合があります。

子どもたちに対しても同じようなことがあるかもしれません。それはあるかも、先生、こんなのやったよとか、仲良しになりたいねみたいな形で始まって、それから全然余計なことになっていく。そういう形で、自校の児童・生徒をLINEとか、その他の様々なソーシャル・ネットワーク・サービス、ソーシャル・サービスに巻き込んで行っているというものもありますね。

事案の中でも、教員が千五、六百通、メールとかLINEで通信をして、子どもがまいてしまっ、被害の相談をして、顕在化して処分されるという例があったりします。ですから、御質問については、私は両方だというふうに思っています。

○是木企画再犯防止推進室長

ありがとうございました。

それでは、もう1点お願いします。

そのような実情があった場合に、さらに先生のお話の大きなポイントとして、そういったものを適切に発見して、確実に、行政上の処分もそうでしょうし、刑事罰が科されるべきものであれば、きちんと刑事罰が科されるような状況にすると。そういったところをしっかりと認知するということが重要であるというふうな部分に、かなり力点を置いて、お話をいただいたものと認識しております。

さて、児童虐待の場合なんかで行われているような、いわゆる関係機関の連携についてもそうなのですが、役割分担論みたいなことが非常に大きなテーマになることがございます。

学校教育の場でありますとか部活動等の場における、わいせつ行為、性的行為、こういったものを実際に認知して、ありのままに、実際に何が起きたのということをしっかりと聞き取って把握するというような部分について、いろいろなプレーヤーが得手不得手がある中で、役割分担を果たしていくという必要があるのではないかと思いますけれども、先生は、その辺の役割分担論みたいなところについて何か、こういう方向感があった方が良いんじゃないかとかいうような御見解をお持ちでしたら、御教示いただければと思っております。

○柳本先生

そうですね、それはあると思います。それぞれの強みを生かして、正確に事案を把握して、後日、公訴提起がされたときに、しっかりと子どもたちの証言が信用力のあるものとして把握される必要はあるだろうと思います。

例えば、他国の例ですけれども、ニューヨーク市の教育委員会のセクシュアル・ハラスメントに関する規定を見てまいりましたら、まず前提として、セクシュアル・ハラスメントというのは犯罪ではないということですね。

セクシュアル・ハラスメントの相談として、例えば子どもが独自に来たとしましょう。いろいろと展開される話を聞いているうちに、これは場合によっては、犯罪に該当し得る行為

を被害として受けたのかなと思ったときには、それ以上話を聞くな、すぐに警察へその話を持っていきなさいというふうになっているんですね。

ですので、まず最初、こんなことがあってというときに、子どもたちがいきなり、構成要件に該当する事実として、こういうことがありましたとは言いません。セクハラみたいとか、何とかかんとかで、ごにょごにょ話します。ですから、そういう話の初めのところは、子どもの話を丁寧に聞けるスキルのある人が対応するべきですね。

ただ、そうやって話を聞いているうちに、どうやら犯罪に該当しそうなものがあったのかもしれないと思ったら、私はやっぱり、そこでストップだと思います。そこで、これ以上あなたの話は聞けませんとかということではなく、じゃちょっと、ここまでの話まとめておこうね、じゃちょっとここで、例えば、校長先生などにも相談してみるから、次にここで相談しましょう、何らかの、ちゃんと納得してもらえる理由を説明して、そこで一旦切って、そこから関係機関に、こういう話があったけれども、どうしましょうという相談が始まると思います。

そして、そこから場合によっては、多機関連携で、きちっとした聞き取りをしましょうという話になるでしょうし、その必要性があるかどうかは、もう少し話を聞いてみないと分からないということであれば、最初に話を聞いた人に再度話を聞いてもらって、懸念されるようなことがうかがわれる話があったかどうかということを確認してもらおうということになるかと思います。

ですから、そういう意味での役割分担はあるとは思いますが。ただ、何か本当に、捜査の端緒となるような事実があるかもしれないと思ったときには、相談を聞いた人、あるいは学校はそこで留めてはならないと思います。留めるのではなくて、すぐに学校なら学校が、あるいは教育長なら教育長が、そういう多機関連携の、何といいますか、会を招集して、実態を報告した上で、これについては今後どう対応しますかについて検討し、決定をし、実行し、また報告をしてというようなことを続けていくことによって、その子どもが話をしてくれたということが無駄にならないようなものになっていくのではないかと思います。

そこで具体的に、これはここで、これはここでという役割分担というような話になっていないことは申し訳ございませんが、そういう形で連携をすることによって進めていくということで、おのずと適切な必要な役割分担というものが出てくるのではないかなというところが、私が今のところ、思っているところでございます。

○是木企画再犯防止推進室長

ありがとうございました。私からは以上です。

○薊秘書課補佐官

ほかに御質問のある方、いかがでしょうか。

○安次富秘書課係長

ありがとうございます。大臣官房秘書課の安次富と申します。

相談先について、御質問させていただきたいと思います。

司法制度調査会提言にも、スクールカウンセラーの配置を充実させるというように、スク

ールカウンセラーが、まず相談先として期待される、相談先の一つになっているのかなと思
っているところなんですけれども、平成30年度、29年度の文科省の懲戒処分等の調査で、
わいせつ行為等が発覚した要因において、スクールカウンセラーへの相談が、どちらも1%
台で推移していることについて、配置がまだ進んでいないためであるとか、もしくは、学校
外における懲戒処分も含んでいる調査だからなのかとか、先生がお感じになるところの現状、
実情、もしくはスクールカウンセラーの活用というところの課題等、先生がお感じになるこ
とについて、教えていただければと思います。

○柳本先生

御質問ありがとうございます。

今の御質問につきましては、資料集（配布資料2）の「21/34」ページのところで、
平成30年度の「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）」（配布資料3-1）
の中の（6）の「わいせつ行為等が発覚した要因」というところを併せてご覧いただければ
と思います。

御質問の趣旨は、スクールカウンセラーへの相談というのは、必ずしも多くはないが、文
科省としては、ここの充実を狙っていて、それに向けては、どのようなことが課題であると
柳本は考えているかということだったと思います。

まず、スクールカウンセラーも、常勤の学校もあれば、学校何校かをまたいで、一つの学
校につき週1回とか2回とかというふうに勤務なさる方もいらっしゃいます。

この「わいせつ行為等が発覚した要因」を御覧いただきますと、39.0%が教職員の相
談、一般の教職員への相談が60人、21.3%ということになっていて、恐らくこれは、
養護教諭の先生が多いのかなと推測されます。スクールカウンセラーは、確かに御指摘のと
おり、4人で1.4%で、それは、今申し上げたような、スクールカウンセラーの学校での
勤務の状態もその原因かと思えます。

子どもたちは、いつも顔を見て、声を交わし、話を交わしている中で、この話だったらこ
の先生、こういう話だったらこの先生というふうに見極めていることでしょうか。こういうセ
クハラであるとか、わいせつ行為に該当するような行為をされたというときには、やっぱり
すごく信頼できる先生に、人に話したいですね。

そうだといたしますと非常勤で週1日とか2日しか来ないスクールカウンセラーという方
は、その方のスキルが原因ということではなくて、御説明いたしましたような理由で子ども
の選択肢に入ってこないのではないのでしょうか。そこが残念ですね。

スクールカウンセラーというのも専門職で、スクールソーシャルワーカーの方と同じよう
に、非常にたくさんスキルを持っていらっしゃいます。ですからそのお力をもっと活かして
いただけるようにする。そして、子どもの目から見たとき、大事なことを相談できる、信頼
できる人の選択肢の中に入れられるように、配置についても、人員確保と配置の点で、もっ
としっかりとしたものにしていく必要があるだろうと思います。常勤が望ましいでしょう。

資料集（配布資料2）の「21/34」ページの（4）のところを御覧いただきたいと思
います。これは、2013年に、日本教育法学会のメンバーを構成員とする「「学校安全」
の法制・取組みに関する検証」という、科研費で行った調査研究の抜粋でございます。

こちらはセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の開設事業状況と相談業務担当者

に関する質問を、都道府県教育委員会と市区町村教育委員会に対して行った調査の結果でございます。

①が都道府県です。窓口を開設しているのは66.7%で、20教育委員会でございます。その窓口担当者はここに書かれているとおりでございます、皆さんはこれをいかが御覧になりますか。一番多いのは、複数回答ですが、指導主事等の教職経験者。いかがでございますでしょうか。私はこれを見たときに、大丈夫でしょうか?と思いました。

②の市区町村につきましても、傾向としては同じでございます。一番多いのは教育指導主事の経験者で135件ということでございます。これは今から6年前のものでございます。以後相談窓口の充実ということがいわれていますので、変わっているかと思えます。変わってほしいのですけれども、一方で、余り変わっていないのかなという気もいたします。

継続的に調査研究をするには、全国的なものと、ちょっと費用がかかることもあり、ここで滞ってしまっておりまして、この時点でのという制約はありますけれども、教育委員会が設置している相談窓口の実情の一端として、把握しておいていただければと存じます。よろしかったでしょうか。

○安次富秘書課係長

ありがとうございます。

○薊秘書課補佐官

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

それでは、会議のお時間もありますので、もし他に御質問等お有りになる場合は、別途まとめて先生の方にお尋ねし、先生の御都合のよろしいときに御回答いただくという対応をとらせていただきたいと思います。

○柳本先生

私の執筆した論文を資料の中に入れていただきましたけれども、結論として、これが必要ということを通条書きにしてありますので、そこだけ把握していただければと思います。

2018年におけるT市公立学校児童に対する担任教員からの性暴力事件に対する判決については資料集(配布資料2)の「13/34」ページに教育機関の対応として必要なことを5点記してございます。

そして子どもの聞き取りが重要であるということを書きました日本教育学会の論文につきましては、資料集(配布資料2)の「25/34」ページにございます3の結論部分に合計4点提示してございますので、御覧いただければと思います。

○薊秘書課補佐官

ありがとうございました。

それでは、座長の西山政策立案総括審議官から一言お願いいたします。

○西山政策立案総括審議官

柳本先生におかれましては、本日御多忙の中、当省にお越しいただきまして、貴重なお話

を伺いまして、誠にありがとうございました。

大変限られた時間で恐縮でございましたけれども、学校における子どもの性被害ということでございまして、実情や課題について御説明をいただき、大変参考になりましたし、また、貴重な御提言もいただいたものと考えております。

私どもワーキンググループにおきましても、本日御教示いただいた内容等も踏まえまして、さらに調査を進めてまいりたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

○薊秘書課補佐官

以上をもちまして、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ第12回会合を終了いたします。本日はありがとうございました。

—了—